

香川県条例第19号

香川県営住宅条例の一部を改正する条例

香川県営住宅条例（昭和39年香川県条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 所得 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成5年建設省令第16号）<u>第1条第4号</u>に規定する所得をいう。</p>	<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 所得 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成5年建設省令第16号）<u>第1条第3号</u>に規定する所得をいう。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。